

大阪市内全域の酒提供飲食店に対する時短要請と支援金について

11/27からの大阪市北区・中央区の酒類を提供する飲食店への営業時間短縮要請（午前5時～午後9時）が、12/16（水）～12/29（火）の間、対象区域が大阪市全域となりました。要請を全期間守り、大阪府感染防止宣言ステッカーを掲示の店舗には協力金が支払われます。

制度名称	令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）	(仮称)令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金
要請期間	11月27日～12月15日	12月16日～12月29日
対象	大阪市北区・中央区	大阪市全域（北区・中央区を含む）
支給額	1施設あたり58万円 *要請を遵守した期間が11/27～12/11までの施設は1施設あたり50万円	1施設あたり76万円
受付開始	12月16日（水）	令和3年1月4日（月）以降 速やかに受付開始予定
申請締切	令和3年1月29日（金）	未定
申請方法	原則オンライン申請 *郵送による申請も可能です。ご希望の方には組合事務局から申請書類を郵送いたします。但し、オンライン申請よりも支給まで時間が掛かります。	未定

※12/15までの北区及び中央区対象の要請・協力金と12/16からの大阪市全域に対する要請・協力金は別制度となるため、北区及び中央区の協力金対象店舗は2回の申請が必要となります。